

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月10日
【会社名】	株式会社四国銀行
【英訳名】	The Shikoku Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 野村直史
【本店の所在の場所】	高知市南はりまや町一丁目1番1号
【電話番号】	高知(088)823局2111番
【事務連絡者氏名】	執行役員総合企画部長 小林達司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内神田一丁目14番4号 株式会社四国銀行東京事務所
【電話番号】	東京(03)3291局7481番
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 二宮康高
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成26年9月29日
【発行登録書の効力発生日】	平成26年10月7日
【発行登録書の有効期限】	平成28年10月6日
【発行登録番号】	26 - 関東164
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 50,000百万円
【発行可能額】	50,000百万円 (50,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成27年8月10日(提出日)であります。
【提出理由】	四半期報告書(第202期第1四半期 自平成27年4月1日至平成27年6月30日)を平成27年8月10日に関東財務局長に提出しました。 この四半期報告書の提出により、当該書類を平成26年9月29日付で提出した発行登録書の参照書類とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社四国銀行徳島営業部 (徳島市八百屋町三丁目10番地2) 株式会社四国銀行松山支店 (松山市三番町三丁目9番地4) 株式会社四国銀行東京支店 (東京都千代田区内神田一丁目13番7号) 株式会社四国銀行高松支店 (高松市丸亀町8番地23) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 高松支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供してあります。

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりです。